

訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年五月一日監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を「現金出納検査に関すること。」に改め、第三号を「決算審査の取りまとめに関すること。」に改め、第四号を「基金運用状況審査の取りまとめに関すること。」に改め、第五号を「健全化判断比率等の審査の取りまとめに関すること。」に改める。

第四条第二項中第五号の次に次の号を加える。

第六号「内部統制評価報告書の審査の取りまとめに関すること。」

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。